

見附市教育委員会告示第 1 1 号

見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 4 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱（平成 2 6 年見附市教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「かつ、」を「次のいずれかの事情により、予防接種を受ける妊婦又は」に改め、「、次のいずれかの事情により県外で」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第 1 号中「対象となる」の次に「妊婦又は」を加える。

第 3 条第 2 項中「審査し、」の次に「妊婦又は」を加える。

様式第 1 号中「（保護者）」を「（妊婦又は保護者）」に、「（接種を受ける子どもの氏名）」を「（接種を受ける妊婦・子どもの氏名）」に、

「

保 護 者 氏 名	
-----------	--

」を

(被接種者が子どもの場合) 保 護 者 氏 名	
----------------------------	--

」に改める。

様式第 3 号中「（保護者）」を「（妊婦又は保護者）」に、「（接種を受ける子どもの氏名）」を「（接種を受ける妊婦・子どもの氏名）」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。